

館山

会議所だより

会議所は企業の要、地域の灯

2013

7

会員数 962 名

●昭和51年7月10日第3種郵便物認可●平成25年7月10日発行(毎月1回10日発行)第547号●発行所/館山商工会議所●編集発行責任者/専務理事 山本佳幸●〒294-0047 千葉県館山市八幡 821 ●TEL.0470-22-8330 FAX.0470-23-4011 ●印刷所/株式会社 集賢舎●定価 1部 20 円(購読料は会費に含まれています)



オーシャンフェスタ館山(6月15・16日開催)

● 議員選挙特集 ●

平成25年 当所議員の改正間近
～会員・特定商工業者へお願い～

商工会議所議員の選挙選任について

消費税率引上げに向けての経過措置の対応

青年部の窓「異業種交流会」参加について

館山観光まつり行事日程決まる

「第50回館山湾花火大会」は8月8日(木)に開催

告示：議員選挙選任関係日程表

無担保、無保証人、低利子で融資

～マル経融資制度～
利子補給(1%) 制度が利用できます!

マル経融資制度は、小規模事業者の皆様の経営改善に必要な事業資金を館山商工会議所の推薦により「㈱日本政策金融公庫」から借りられる国の制度です。

担保、保証人	不要
保証協会の保証	不要
貸付限度額	1,500万円
返済期間	10年以内(*運転資金は7年以内)
利率	年1.65%(平成25年7月1日現在)
融資対象	小規模事業者：従業員20人以下 (商業、サービス業は5人以下)

※ご利用の際には各種要件がございますのでお問い合わせください。☎ 22-8330

商工会議所議員の改選にあたり

会員・特定商工業者へお願い

館山商工会議所 会頭 高橋弘之

改選間近！



本商工会議所は、昭和28年に創立し、爾来満60年を迎えております。
この間、経済情勢はめまぐるしい変化を続け、現下の厳しい状況下においては一層の組織強化・事業活動の活発化

が望まれております。
今回、本商工会議所の現職議員全員が平成25年10月31日をもって任期満了となり、館山商工会議所定款ならびに館山商工会議所議員選挙選任規定により次期議員（平成25年

期）の改選を行うことになりました。
今回選挙選任される議員の任期は、平成25年11月1日から平成28年10月31日までとなりま

す。
いまさら申し上げるまでもなく、商工会議所は、特定の業種や産業に限定されず、また企業の大小を問わず、広く工業全般を通じ

た「総合経済団体」であり、普遍的かつ公平妥当な活動を基調とし、都市を中心とする一定の地区内に有する商工業の結合の上に立つ「地域団体」であります。
商工会議所議員は、その最高議決機関として設置されている議員総会の構成員であつて、実質的には本市の商工業界を代表して意見を反映させるとともに地域経済の重要な諸問題の審議に参画する重要な地位にあります。また、議員は、議員総会において定款や規約の変更、事業計画、収支予算の決定など、会議所運営の基本事項を審議決定するとともに、会議所事業の推進にあたって意見を反映させるという重要な任務をもつています。

今後、議員の改選に関しましては、本商工会議所議員選挙選任規定にもとづいて、選挙管理委員会です務的手続きが行われます。
会員各位におかれましては、本商工会議所活動、その目的等を充分ご理解いただき、館山商工業の発展ならびに地域経済伸展のために、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成25年7月

贈るよろこび
贈られるしあわせ



宝石・メガネ **コバヤシ**

館山本店 22-8881
館山銀座店 23-5511
イオンタウン店 24-2010



電源自立型空調GHP
「エクセルプラス」

停電でも安心だね!

停電時でも
空調&照明が使用可能!

ガスエンジンを使って冷暖房を行うGHPは
電気エアコンと比べて消費電力を大幅にカット

都市ガス・LPガス
各種ガス機器

房州ガス(株) TEL 22-2251

平成25年期

当所議員の

選挙管理委員会 委員長を互選

去る5月30日当所において、第1回選挙管理委員会が開催され、委員10名の互選により選挙管理委員長に轡田節一氏が満場一致で選任されました。

また、選挙管理委員会で館山商工会議所議員選挙選任規定にもとづき、議員選挙選任関係の日程を別掲のとおり決定いたしました。

◇館山商工会議所役員

会 頭	1名
副 会 頭	3名
専務理事	1名
常 議 員	20名
監 事	3名

◇議員総会

会員から選出された議員からなる最高議決機関です。招集の範囲は、全議員（60名）及び全役員、但し議員でない役員は意見を述べることができないが、議決に加わることはできません。

◇常議員会

議員のうちから選出された役員で構成され、議員総会に提出すべき事項や議員総会から委任された事項等の議決機

関です。

招集の範囲は、会頭・副会頭・専務理事・常議員（以上は議決権を有する）・監事（意見を述べることはできるが議決に加わることはできない）となっております。

また、必要に応じて各部会長を招集します。

◇部 会

部会の目的は、それぞれの事業の適切な改善発達を図ることを目的としています。部長は議長となり、部会の決議は常議員会の承認を得て会議所の決議とすることができ

ます。本会議所には13の部会があります。

◇委員会

商工業の総合的な改善発達を図る目的のため十分な調査研究が必要です。日常の調査研究は事務局で継続的に行っていますが、重要な事項は事務局のみでは完全を期しがたいため、委員会で調査研究するというものです。委員会は会議所の任意機関ですから必ずしも設ける必要はなく、また、設置しても常置することをお勧めしません。適宜必要に応じて設けることとなっております。総務・商業・工業・観光交通・金融・労務・親睦の

7つの委員会があります。

◇名誉会頭・顧問・参与

本商工会議所の目的達成に必要な重要事項について会頭の諮問に応じ、また事業遂行に関し参与する。

◇事務局

会議所の事業は、執行機関である役員がこれを運営・管理しますが、その実行のために、法律の定めにより常設の機関として事務局を設置します。

会員名簿の内容に 変更がございませんか？

当所では、平成25年8月1日現在の事業所情報に基づき、会員名簿を作成します。

現在、会員名簿に登録されている事業所情報をご郵送させていただきますので、内容をご確認いただき、変更があった場合は当所までご連絡下さい。

◇連絡先

館山商工会議所

(FAX) 23-4011
(TEL) 22-8330

◇変更締切日

平成25年8月15日（木）

物流コストを見直しませんか!?

房総の物流プランナー&パートナー

- ・路線、地域内宅配
- ・引越、貸切、積合わせ
- ・コース配送、他

AWA Express

安房運輸株式会社

電話:本社 0439-70-1771
館山 0470-27-6151

初夏の味
おとどけします。



ふるさと産品
シリーズ



プレミアム
びわゼリー

房洋堂

全国銘菓組合加盟店

千葉・市原・木更津・君津・富津・館山・鴨川

TEL0470(23)5111

<http://www.boyodo.co.jp/>

商工会議所議員の 選挙選任について

館山商工会議所選挙管理委員会

委員長 轡 田 節 一

館山商工会議所議員は定員60名です。1号議員30名、2号議員21名、3号議員9名で構成されます。

1号議員

◎1号議員とは

・会員及び会員以外の特定商工業者が、投票によって会員のうちから選挙した議員で、会員の代表者であるとともに会員以外の特定商工業者の代表者であって、各種の議員中最も重要である。

◎被選挙権は会員の誰にでもあるのですか

・すべての会員は議員の被選挙権を有します。
・従ってすべての会員は議員に立候補することができます。

◎会員でない特定商工業者は被選挙権を有しません。

◎会員の選挙権はどうなっていますか

・1号議員の選挙権については会員の持口数によって次のとおりです。

・法人・個人・団体とも、1口2票、2口3票、3口4票、特定商工業者1票、このように会員の会費持口数最初の1口につき2票とし、1口増すごとに選挙権を1票加えます。但し、1会員の有する選挙権の個数は最高50票までとし、特定商工業者は1票の選挙権を持ちます。

◎選挙権行使を停止されることがありますか

・選挙人名簿確定の日現在で会費未納の会員及び負担金未納の特定商工業者は投票することができません。

◎選挙の投票はどのように行われますか

・8月20日(火) 選挙人名簿(会員並びに会員でない特定商工業者)が確定します。
・10月11日(金)午前9時から午後4時まで投票所のある当会議所で投票を行います。

投票は無記名、単記です。投票には選挙立会人が立会います。

立会人は選挙管理委員長が5名以内を委嘱致します。

◎代理人が投票できますか
格は別に制限ありません。成年男女であればどなたでもかまいません。

代理投票の場合は代理投票証明書を館山商工会議所選挙管理委員会事務局(本会議所)で交付いたしますので、代理人本人が住所、氏名を記入し捺印します。

◎最近新しく会員に加入した者も選挙権、被選挙権がありますか
選挙人名簿調製(8月1日)までに加入された会員はその権利があります。

◎立候補の手続きはどうなりますか
1号議員となろうとする会員は9月20日(金)午前9時から10月2日(水)午後4時までに選挙管理委員長に文書をもって立候補の届出をします。

供託金は不要です。
本人自ら立候補してもよく、また本人の承諾を得て他人を候補者に推薦することもできます。

立候補辞退は当選通知を受けた日から3日以内に文書で選挙管理委員長に届出なければなりません。文書でないものや期日以後の届出は受理いたしません。

破産者、準禁治産者、受刑者などの欠格通知(定款参照)に該当する者は議員の立候補ができません。

◎無投票の場合がありますか
候補者の総数が議員定数を超えない場合は投票を行いません。その場合は前述のとおり告示いたします。

◎選挙はどのような機関で行われますか
議員の選挙、選任は一切館山商工会議所選挙管理委員会で行います。

◎その他について
開票は、投票が終わって午後5時から行います。
当選人が1号議員の定数の4/5を超えるときは再選挙を行います。

議員定数の当選が確定した

員は9月20日(金)午前9時から10月2日(水)午後4時までに選挙管理委員長に文書をもって立候補の届出をします。

本・教科書・文具・ファンシー



MIYAZAWA

TEL 0470-23-7771

●営業時間 9:00AM~8:00PM
(年中無休)

充実した設備と
細かいサービス

大型カラー印刷機完備!!

- チラシ・パンフレット印刷
- オンデマンド印刷
データ入稿~印刷~製本
- 記念誌・自分史・郷土史
写真集・自費出版 etc...

お気軽にお問合せください

株式会社 集賛舎

館山本社・館山工場
館山市山本226 〒294-0014
電話0470-22-2277 FAX0470-23-2278

千葉支社(経営本部)
千葉市中央区生実町2498-8 〒260-0813
電話043-300-8661 FAX043-300-8665

東京オフィス
東京都港区元麻布3-10-8 〒106-0046
電話03-5414-6567 FAX03-5414-6568

SHUN
SAN
SHA

とき、その氏名を告示いたします。

●新議員が決定してから定款所定の方法で正副会頭、専務理事、常議員、監事などの役員が選任されます。

◎特定商工業者とは何ですか

●館山市内に事業所を有し、常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業については5人）以上であるもの、または資本金額又は払込済出資総額が300万円以上である者は法律の定めによって特定商工業者となります。

●特定商工業者は本商工会議所の法定台帳に登録されません。

●同者は、経費負担金として1カ年1名金千円（平成25年度分として千葉県知事許可）を負担していただきます。

●同者は、本会議所議員選挙の1号議員の選挙に限って1名1票の選挙権があります。（被選挙権はありません）

●特定商工業者のうち大部分の方は、既に当会議所の会員になっておりますので、会員としての所定の選挙権、被選挙権があります。

●その他、特定商工業者の権利義務などの詳しいことは、本会議所にお問い合わせ

してください。

◎立候補届出諸用紙について

●立候補届出書及び立候補者推薦届出書、立候補辞退届出書等用紙は、本会議所事務局に用意しております。

2号議員

◎2号議員とは

●会議所の会員は、業種別にそれぞれ部会（13部会）に所属しております。

その部会において選任された議員が2号議員です。1号議員のみでは、場合によっては一部の業種や業態に偏るおそれがあるので、これを補い職能代表的性格を附与し、各部会を代表します。

◎選任方法

●8月30日（金）現在の部会員によって、各部会ごとに9月6日（金）から9月17日（火）の間に「部会の会議」を開催し、所属する部会員によって選任します。

●2つ以上の部会に所属している会員は、当会議所の定款第47条第4項により、あらかじめ本人の希望によっていずれか1つの部会においてのみ2号議員に選任され、または当該議員を選任することになっていきます。

◎部会に対する2号議員の割り当て方法

●館山商工会議所議員選挙選任規程により、その部会員数及びその部会員が有する選挙権の個数を勘案したものを参考にして、8月下旬の常議員会で決定されます。

3号議員

◎3号議員とは

●会頭が常議員会の意見を徴して以下の各号の1つに該当する会員のなかから選任された議員です。会員と会員以外の特定商工業者の代表である1号議員及び会員の職能代表である2号議員の2種類の議員を置くことによって、会員及び特定商工業者の意思を一応公平に反映することができるのであるが、あらゆる業種、業態、地域を網羅し議員総会の一層の強化を図るために選任します。

- 1、本商工会議所の運営維持に功労のある者
 - 2、学識経験のある者
 - 3、地域を代表するもの
- ◎選任はいつでもで行われますか

●8月下旬の常議員会で決ま

設備貸与制度のご案内

公益財団法人千葉県産業振興センターでは設備貸与制度を通じ県内小規模企業者の皆様の設備投資への支援を行っております。なお、当制度の概要は下記の通りです。

①対象企業

千葉県内に事業所を有し、常用従業員50人以下の小規模企業者

②対象設備

新品の機械・設備・車両等

③貸与限度額

100万円～8,000万円

④償還方法

口座振替

⑤期間

3～7年

⑥割賦損料

年1.95%

⑦リース料率

リース年限により1.362%～2.958%

⑧保証人等

原則として代表者の方のみ

⑨保証

信用保証協会の保証は、必要ありません。

※詳細につきましては、(公財)千葉県産業振興センター事業振興部 設備支援室 (TEL043-299-2902) までお問い合わせください。

千葉県産業振興センターの
メールマガジン登録の
ご案内

公益財団法人千葉県産業振興センターでは、県、経済関係団体等と連携し、融資や助成制度などの国レベル、地方レベルの各種支援情報、公募情報、イベント情報など、中小企業者の皆様に役に立つ情報を毎週木曜日にメールマガジンで配信しています。(登録無料)

登録は下記HP「登録フォーム」から簡単に行えますので、ぜひお申し込みください。

<https://www.ccjc-net.or.jp/headline/>

消費税率引上げに向けての 経過措置の対応(第1回)

(はじめに)

消費税法改正に伴う消費税率の引上げは、消費税率及び地方消費税率について、2段階で引き上げることと予定されています。

また、国税庁から「平成26年4月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いについて(法令解釈通達)」(以下「経過措置通達」という)が公表されました。

1 消費税率の経過措置とは何か

消費税率における課税取引については、課税資産の譲渡等の時期によって適用する税率が決まり、原則として平成26年4月1日(以下「施行日」という)以降の譲渡等については8%の税率を使うこととなります。ただし、一定の要件に該当する取引の場合は施行日以降の譲渡等についても旧税率を適用することとされています。これを「経過措置」といいます。

今回の消費税率改正における経過措置は、消費税率が8%に改正される平成26年4月1

日以後に行われる資産の譲渡等であっても現行の5%が適用されるケースを定めているものです。

したがって、施行日の前日(平成26年3月31日)までに締結した契約に基づき行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等であっても、これらが施行日以後に行われる場合には、経過措置が適用される場合を除き、当該資産の譲渡等及び課税仕入れ等については8%が適用されることとなります(経過措置通達2)。

経過措置が適用される主な取引については、「消費税法改正のお知らせ」(国税庁)によりいくつかの項目が列挙されています。今からの「消費税率引上げに向けての経過措置の対応」ではそれぞれの取引別にその概要や要件などをまとめ、それぞれにおけるポイントとともに3回にわたってお知らせしたいと思います。

第1回目は「請負工事等」についてです。

【ポイント】

消費税率の本則による課税事

業者にとつて、この経過措置の適用は、消費税率の適正な価格転嫁ができる限り損得はありません。

消費税率の最終負担者である一般消費者にとつては敏感な問題になります。

2 請負工事等の経過措置の概要

消費税法上、請負による資産の譲渡等の時期は原則として相手方に引き渡した日もしくは役務の全部を完了した日とされています。しかし、消費税率の改正に当たっては税率の引上げに伴う駆け込み需要やその反動等による影響が大きいことなどから、平成8年10月1日から平成25年10月1日(以下「指定日」という)の前日までの間に締結した請負工事等に係る契約が行われた場合には、引渡しが行われた平成26年4月1日(施行日)以後になつた場合であっても、現行の5%が適用されることとなります。

また、指定日以後に契約したものであつても引渡しが行われる前日までに完了するものも現行の5%が適用されます。さらに、契約後に追加工事等で契約金額が増額した場合については、元々の契約を含む全体が8%(新税率)の適用を受けるわけではなく、増

額分の金額のみが8%(新税率)の適用対象となります。ただし、指定日までに結んだ契約を何らかの事由で一旦破棄し、新たに再契約する場合については、再契約分全てが8%(新税率)の適用対象に

区分 / 適用開始	現行	平成 26 年 4 月 1 日	平成 27 年 10 月 1 日
消費税率	4.0%	6.3%	7.8%
地方消費税率	1.0% (消費税額の 25/100)	1.7% (消費税額の 17/63)	2.2% (消費税額の 22/78)
合計	5.0%	8.0%	10.0%

(出典：国税庁「消費税法改正のお知らせ」)

会議所窓口相談

商工相談
金融相談

毎週水曜日

(電話相談随時
お気軽にご連絡下さい)

日本政策金融公庫
特別金融相談日

毎月第3金曜日

(事前にご連絡下さい)

法律・税務・商工相談

- 法 律 千葉県産業振興センター
- 税 務 千葉県税理士会館山支部
- 商標 特許 神崎 正浩 先生



ご相談のときは事前にご連絡下さい。

なります。

③経過措置の対象となる「請負工事等」の契約の内容

対象となる契約は「仕事の完了に長期間を要し、かつ、その仕事の目的物の引き渡しが一括して行われることとされているもので、契約に係る仕事の内容につき相手方の注文が付されているもの」(消費税法施行令附則第4条)となっており、この経過措置の対象となる契約は建設請負工事契約だけに限られたものではありません。

具体的には次のような契約が、この経過措置の対象になります。

- ①建設業に係る工事の請負に係る契約
- ②製造請負に係る契約
- ③測量、地質調査に係る契約
- ④工事の施工に関する調査、企画、立案及び監理並びに設計に係る契約
- ⑤映画の製作に係る契約
- ⑥ソフトウェアの開発に係る契約
- ⑦その他請負に係る契約(委任その他の請負に類する契約を含みます。)

(注1) その他の請負に係る契約には、修繕、運送、保管、印刷、広告、仲介、技術援助情報の提供に係る契約が含まれます。

(注2) 委任その他の請負に類する契約には、検査、検定等の事務処理の委託、市場調査その他の調査、ディスプレイ等の企画・立案に係る契約が含まれます。

(注3) 「工事の請負に係る契約」は「日本標準産業分類(総務省)の大分類に掲げる建設業に係る工事につき、その工事の完成を約し、かつ、それに対する対価を支払うことを約する契約をいうものとする」(経過措置通達10)とされています。

④経過措置の適用要件

この経過措置の適用を受けるためには、次に掲げるすべての要件を満たす工事等の契約であることが要件です。

- ①工事等の契約が指定日(平成25年10月1日)の前日までに締結されているものであること。

(注) 上記①の契約にあつては、この適用要件を満たせば以後の②から④までの要件を問いません。

(注) 上記③の②から⑥の契約にあつては、仕事の性質上、その仕事が完了するまでに通例的に長期間を要することから定められたものであり、実

際に長期間を要するか問いません。

③工事等の契約に係る仕事の内容につき相手方の注文が付されたものであること。

【ポイント】

この経過措置の適用を受ける場合には契約の相手方に対し、その課税資産の譲渡等が旧税率の適用を受けたことを書面により通知しなければなりません。ただし、この通知は契約書や請求書等にその旨を表示することとして差し支えありません。

- AGA発毛治療…24,000円/月 ●
- ED治療…(例)バイアグラ1錠 1,500円 ●

<別途診察料1,000円かかります>

クリニック・デル・マーレ館山

形成外科 美容外科 美容皮膚科 保険医療機関

館山市西川名1277-1 TEL 0470-29-1900

ゆとりのためのこのプラン

館山商工会議所 財形貯蓄事務代行制度

～会員事業所の財形事務を代行いたします～

館山商工会議所では会員サービスの一環として「財形貯蓄事務代行制度」に取り組んでいます。

面倒な財形の事務手続きを事業主に代わって代行いたします。

この機会にぜひ財形制度の導入をご検討いただき、当所の事務代行で財形をスタートしましょう。

「経営労務改善相談センター」 をご利用下さい

経営環境の変化に対応して労働条件を改善したり、人事労務管理を含む経営改善を行うためには賃金制度、労働時間制度、労働安全管理体制等の見直しを図ることが課題となります。こうした課題に取り組む中小企業への支援として、無料の相談を行います。

厚生労働省(千葉労働局)の委託事業ですので相談内容の秘密は守られ安心です。

○設置場所
千葉市中央区富士見 2-7-5 富士見ハイネスビル7F
千葉県社会保険労務士会(JR千葉駅より徒歩5分)
Tel 043-222-0500 (FAX 兼用)

○開設日
土日祝日を除いて1ヶ月18日間
(千葉県労働局ホームページで確認できます。)

○開設時間 9時～17時

青年部の窓

「異業種交流会」参加について

平成25年度館山商工会議所青年部経営研究委員会の事業計画でもある「経営に関する共通の勉強会」の一つとし、経営に伴うトレーニンングメニューの「異業種交流会」へ6月7日(金) 東京神田の「エシコレ交流会」へ参加致しました。

エシコレ交流会とは、経営者を中心とした異業種交流会で参加される方は経営者や決裁権がある方達の交流会です。

館山YEG部員から熊澤浩(みくに屋)、尾崎忠(有エクゾティックプランツ)、佐久間亨(有佐久間組)、西郷友紀(有



西郷商店)、佐藤宣隆(有かしわや食堂)、長谷川勝也(KindHeart)の部員6名が参加し各自が異業種の方と名刺交換を行いました。

時間は18時から開催され開始から30分は各自で名刺交換を行い、その後参加者全員46名の自己紹介で個々の会社紹介や意気込みなどの発表をしました。自己紹介終了後は各自名刺交換が再開され様々な業種の方とのお話しや、ビジネス展開などを教えていた、たくさん様々な会話を短い時間でしたが楽しむことができました。

今回、館山YEG部員で名刺交換を行った方は少なくとも1人が8名、多い方で16名の方々と知り合う事が出来ました。また、参加した部員全員が会話の中に「館山に来たことがあるか?是非、館山に来てください。」という会話をしていた事が嬉しかったです。

館山YEG部員のほとんどが「異業種交流会」へ参加することが初めての事だったのですが、新しい幅広い業種を知り合い、様々な方と知り合

える事ができ、大きな財産になったと思います。参加した部員たちがこれから知り合った方とどのようなビジネスがつながるのか、どのような発想ができ、自らの仕事へつなげる事が出来るかを楽しみにしています。

今回は異業種交流会へ参加したのですが、今後は館山YEGとして開催するにはどうするかを学びながら実施できるようにしていきたいと思

経営研究委員会

委員長 長谷川 勝也

中小企業の危機管理に関する ウェブアンケートへのご協力をお願いします!

東日本大震災では、県内の多くの企業が、津波・液状化による被害や風評被害など、大きな影響を受けました。

最近でも、南海トラフ地震の想定などが報じられており、中小企業の皆様が地震や大火災などの緊急事態に備えて、事業の継続や速やかな再開を行うための準備をしておくことが重要です。

そのため千葉県では、中小企業の皆様の緊急事態を想定した危機管理の考え方や取り組み状況等を把握するため、ウェブアンケート調査を実施しています。

アンケートの結果は、今後の商工行政に役立てていきますので、より役立つ施策実施のため、下記アドレスからアンケートにご協力をお願いいたします。

回答締切り 平成25年7月31日(水)

回答ページのURL <https://www.shinsei.elg-front.jp/chiba/uketsuke/dform.do?acs=000anke1bcp>

本件に関するお問い合わせ先

千葉県商工労働部経営支援課経営支援班 田中
Tel.043-223-2712

『ちば電子調達システム』の 導入について

館山市は、平成25年秋より、千葉県と県内市町村が共同で運営している『ちば電子調達システム』に参加します。

これに伴い、「平成26・27年度入札参加資格適格者名簿」の申請受付は、同システムを利用して実施します。

導入にあたり、パソコンなどの準備が必要になりますので、ご注意ください。

詳細は、決定次第、市ホームページなどでお知らせします。

詳しくは、千葉県電子自治体共同運営協議会ホームページ(<http://www.e-chiba.org/>)を参照してください。

問合せ/館山市管財契約課契約係(Tel.22-3296)

自衛隊協力店

随時募集中

<http://tateyamacity.or.jp>

現在

4

2

件



館山観光まつり行事日程決まる！

メイン行事『第50回館山湾花火大会』は、8月8日(木)に開催

7月2日(火)当所において、平成25年度「館山観光まつり」実行委員会が開催された。
 本年は、7月14日(日)～8月10日(土)までを「館山観光まつり」の期間とし、メイン行事の「館山湾花火大会」は例年どおり8月8日(木)に実施されます。行事日程は以下のとおり。

〈行事日程〉

- 【7月13日(土)～14日(日)】
 - ・長須賀地区祭礼
 - ・OWSジャパン・オープン
- 【7月14日(日)～7月15日(月) (祝)】
 - ・第17回館山オープン
 - ・ウォーターズイムレース
- 【7月20日(土)～7月21日(日)】
 - ・那古地区祭礼
- 【7月27日(土)～7月28日(日)】
 - ・船形地区祭礼
- 【7月28日(日)】
 - ・第47回鏡ヶ浦横断遠泳大会
- 【8月1日(木)～2日(金)】
 - ・館山地区祭礼
 - ・第37回長須賀納涼露店市
- 【8月3日(土)】
 - ・第30回銀座まつり
 - 「納涼ふれあいの広場」
- 【8月4日(日)】
 - ・那古観音四万六千日
 - ・那古納涼歌謡ショー
- 【8月10日(土)】
 - ・安房神社例祭
- 【8月11日(日)】
 - ・第19回全国大学フラメンコ
 - ・フェスティバル in 館山
 - ・アセ・ムーチョ・カロール

【8月8日(木)】

- ・第50回館山観光まつり
- ・館山湾花火大会
- ・花火とフラメンコ2013
- ・につぼん丸満船飾
- 【8月8日(木)～9日(金)】
 - ・第19回電光ひかり大文字
- 【8月9日(金)】
 - ・那古観音四万六千日
 - ・那古納涼歌謡ショー

館山観光まつり実行委員会(館山商工会議所) ☎0470-22-8330

8/8(木)

花火大会

交通規制

案内図

※21:00～23:00まで周辺道路は渋滞が予想されますので、公共交通機関をご利用ください。
 ※コミュニティセンター臨時駐車場から有料シャトルバスが運行されます。

※駐車場の時間は交通事情により変更する場合がございます。

※関係機関と協議中につき変更になる場合があります。ご了承ください。

車両通行止め(全車両) (18:30～21:30)
 車両通行止め(全車両) (協議中～21:30)
 車両通行止め(許可車を除く) (18:30～21:30)
 一方通行 (20:00～21:00) 会場周辺の路上駐車は禁止です。

駐車場 (17:30～) 館山市役所・市役所4号館・市営駐車場・館山市コミュニティセンター

※花火大会を船船で見物する場合は、船船同士の接触などに十分、気をつけてください。 ※足元が暗くなるのが予想されますので、懐中電灯などを持参してください。

館山商工会議所選挙管理委員会
委員長 轡田 節一

館商議選第1号
平成25年7月2日

告 示

このたび館山商工会議所議員任期満了（平成25年10月31日）に伴い、館山商工会議所定款並びに館山商工会議所議員選挙選任規定にもとづき、議員選挙選任関係の日程を下記のとおり決定いたしましたので告示いたします。

記

議員選挙選任関係日程表

月 日	曜日	種 別	備 考
8月1日	木	選挙人名簿の調製	8月1日現在の会員及び特定商工業者
8月1日	木	選挙人名簿縦覧開始告示	商工会議所掲示
8月6日	火	選挙人名簿縦覧開始（異議申立開始）	
8月15日	木	選挙人名簿縦覧終了（異議申立締切）	締切時刻 午後4時
8月20日	火	選挙人名簿確定	
8月下旬		3号議員選任	常議員会にて3号議員選任及び各部会の2号議員の割当数決定
8月下旬		2号議員各部会選出日決定	各部会長連絡会議
8月30日	金	2号議員選任に関し、部会員確定	
9月2日	月	3号議員選任確定告示	商工会議所掲示
9月6日 ～ 9月17日	金 ～ 火	2号議員の選任	各部会開催
9月20日	金	2号議員選任確定告示	商工会議所掲示
9月20日	金	1号議員投票日時・選挙場所告示 1号議員立候補受付開始	商工会議所掲示 商工会議所
10月2日	水	1号議員立候補締切	午後4時締切
10月11日	金	1号議員選挙投票日 開票	午前9時から午後4時まで 午後5時から
10月18日	金	1号議員当選人確定告示	商工会議所掲示
10月21日	月	当選議員並びに選任議員告示	商工会議所掲示
10月31日	木	現議員任期満了	